

滋賀県環境経営会議（平成 26 年 12 月 2 日開催）の概要

開催日時	平成 26 年 12 月 2 日（火）8 時 45 分～9 時 15 分
開催場所	県庁本館 3 階 特別会議室
出席者	<p>（委員） 三日月知事・西嶋副知事・知事公室長・総合政策部長・総務部長・琵琶湖環境部長・健康医療福祉部長・商工観光労働部長・農政水産部長・土木交通部長・会計管理者・企業庁長・病院事業庁長・議会事務局長・監査委員事務局長・教育長</p> <p>（部門管理責任者） 琵琶湖環境部長（再掲）、琵琶湖環境部次長、土木交通部次長</p> <p>（事務局） 環境政策課、温暖化対策課、循環社会推進課、監理課</p>
議 事	<p>1 滋賀県庁環境マネジメントシステムに係る各取組の平成 26 年度進捗状況および平成 25 年度取組実績について</p> <p>2 環境方針の改定について</p>
<p>環境方針に基づく各取組の部門管理責任者から、環境マネジメントシステム全体の進捗管理の状況と各取組の平成 26 年度の進捗状況および平成 25 年度の取組実績の報告を行った。また、環境方針の改定について審議し、新たな環境方針を決定した。</p> <p>【議題 1】</p> <p>●全体の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針や各部門の個別計画や指針に基づき各部門で取組を推進しており、9 月には取組の進捗状況を情報共有し、環境マネジメントシステムが順調に運用されていることを確認。 <p>●個別取組の進捗状況</p> <p>（1）基本方針 1：総合的な環境保全施策の推進（環境総合計画の進行管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度で第三次環境総合計画が終了年を迎えたため、数値指標の達成状況の把握と計画全体の総括を行った。数値指標の達成率については、第三次環境総合計画で定めている 39 指標のうち、平成 25 年度の目標を達成したものが 19 指標、75%を上回る達成率となったものが 3 指標あり、半数以上の指標で 75%以上となった。 ・これらの環境総合計画の達成状況は、去る 11 月 18 日開催の環境審議会(企画部会)で報告しており、今後は環境白書や滋賀県ホームページを通じて公表する。 <p>（2）基本方針 2：事業活動における積極的な環境配慮の実施</p> <p>①公共事業における環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の計画・設計・施工の各段階において、環境配慮事項を定めたチェックリストを活用し、環境に配慮した事業実施に努めている。平成 25 年度の取組実績については、全 	

での段階で目標を達成した。

・今年度の数値指標の達成状況を踏まえ、チェックリスト内の取組項目や目標値の見直しを行っていく。

②生物環境アドバイザー制度

・生物環境に配慮すべき場所での工事等について、生物環境アドバイザーから助言を受けている。アドバイザーは現在 33 名。平成 25 年度の制度適用箇所は 11 箇所、平成 26 年度は 15 箇所である。

・今後は事業実施後の効果の検証及び情報の発信にも努めていきたい。

③再資源化等促進のための実施指針、リサイクル推進計画

・公共工事における建設副産物の発生抑制・再使用・再生利用に努めるとともに発生土の有効利用の促進に取り組んでいる。平成 24 年度の集計結果は目標値をほぼ達成している。

・平成 26 年 9 月 1 日に「建設リサイクル推進計画 2014」（国土交通省）が策定された。今後、建設副産物対策近畿地方連絡協議会において近畿版が改定される予定であり、県の目標についても必要に応じて見直しを行う。

（3）環境に配慮した庁舎管理や事務活動の推進

①滋賀県グリーン購入基本方針

・滋賀県グリーン購入基本方針に基づき、全庁で基本方針に則した取組を実施している。

・「物品」は調達率 100%の目標に対して 91.26%となった。目標を達成できなかった理由は、特に印刷物作成において白色度などによりグリーン入札を適合できない印刷物があり、全体の調達率を下げたことが考えられる。

・「設備」の太陽光発電システムについては、平成 25 年度の調達率は 100%であり、4 件の新規調達で合計 40kW の太陽光発電システムを調達した。

・「公共工事」については「一般土木工事等共通仕様書付則」において、使用の推進を明記し、積極的な調達を推進した。

・「役務」の「食堂」については、委託契約書に環境配慮の項目を追加することで取組を推進し、「売店」については、容器包装削減等の取組を推進した。

②環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）

・「環境にやさしい県庁率先行動計画」に基づき、省エネルギー、ごみの減量化等に取り組んでいる。

・温室効果ガス排出量については、平成 27 年度に平成 21 年度比 9%削減を目指しているところ、対前年度比 5.2%、対平成 21 年度比 56.6%の増加となった。この原因は、火力発電割合の増加により電気の排出係数が大幅に増加したことが大きな要因となっている。

・可燃ごみの排出量も同じく 9%削減を目指しているが対前年度比 2.2%、対平成 21 年度比 4.1%の増加となっている。

・紙の使用量については、平成 21 年度実績以下を目指しているところ、対前年度比 5.2%、対平成 21 年度比 22.1%と大幅に増加している。

・今後の対応としては、「温室効果ガス排出量の削減」については、各施設の省エネ診断を行い、各所属における節電対策の徹底を引き続き呼びかけていく。

・「可燃ごみの排出量の削減」については、増加要因分析を進め、ごみの分別の徹底や排出削減に横断的に取り組む。

・「PPC 用紙購入量削減」については、各施設への訪問調査を行い、指導や助言を通じた意

識啓発に努める。本庁については、今後各所属のコピーカウント数を昨年同月と比較した増加量等を2か月ごとに県政経営幹事会議において報告し、職員の意識向上を図る。

・抜本的な対策も必要であることから、タブレット等を活用したペーパーレス会議の導入検討を他府県市の事例等を調査しながら進めていく。

(4) 環境関連法令等の確実な順守および環境汚染の未然防止（環境リスクマネジメント）

・県有施設における環境関連法令等の遵守および環境汚染事故等を未然に防止するため、「環境リスクマネジメント実施要領」に基づき取組を実施している。

・平成26年度は年度初めに環境管理および環境汚染事故への対応のためのマニュアル、環境法令等登録簿の更新を各所属で実施した。

・法令遵守や事故防止の徹底のため、各所属担当職員や監査員に対して公害関係や危険物、高圧ガス等についての研修会を2回開催した。

・環境リスクマネジメントに関する監査を環境法令適用所属を対象に行っている。平成25年度は36所属に監査を実施し、指導や助言を行った所属は、延べ41所属118項目で、最も多い指導事項は廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物保管場所の掲示・保管方法」であった。これらについては、適正に是正が行われた。監査結果は総合事務支援システムに掲載するなど各所属に対して情報共有を行った。

【議題2】

●環境方針の改定について

・これまでは第三次環境総合計画に沿った方針としていたが、第四次環境総合計画が策定されたので、これに伴い環境方針を改定する。

・主な変更箇所は、次の3点である。①「基本理念」を第四次環境総合計画に沿った内容に変更。②近年の生物多様性の保全に対する意識の高まりから、「基本理念」に生物多様性に関する文言を追記。③「基本方針」に新たな項目として、職員の環境保全行動の推進について追加。

・新たな環境方針が決定した後に、各所属への掲示などにより周知を図るとともに、新環境方針に沿った「目的・目標」の見直しを行い、年度内に第2回の環境経営会議を開催し、新たな「目的・目標」を決定する予定である。

●意見等

議長：

新たな環境方針の基本方針(3)に「環境に配慮した庁舎・施設管理や事務活動の推進」とあるが、「施設」には何が含まれるか教えていただきたい。

事務局：

「施設」には、学校や病院などが含まれる。これまでの環境方針では「庁舎」のみ表記していたが、学校や病院などは庁舎だけではイメージし難いため、新たな環境方針では「施設」を追記した。

副議長：

紙の使用量の削減については、昨年環境経営会議でも改善するよう指摘していたが効果

が表れておらず大変残念である。紙の使用量が著しく増加している課は速やかに原因の追究と改善策を考え、事務局へ結果を提出し、私と知事に報告するように。また、第四次環境総合計画の指標については、第三次計画の指標を見直し適切な指標となるよう検討していただきたい。

環境管理総責任者：

紙の削減取組の報告については、別途事務局から改めて各課へ連絡する。

議長：

平成 11 年から環境マネジメントシステムを導入し、率先して環境負荷の低減や生物多様性の保全に取り組む滋賀県を誇りに思っており、今後も推進していきたいと考えている。

紙の使用量の削減については、重点的に対策を実施すべきである。まずは、環境経営会議と県政経営会議をペーパーレスで実施することを提案する。また、紙の使用量が著しく増加している部署は、担当者を決めて原因の追究と改善策を考えていただきたい。

新たな環境方針では、「職員の環境保全行動の推進」を追加している。私自身も含め、全庁一丸となって環境保全行動に取り組んでいきたい。

環境管理総責任者：

紙の使用量の削減については、全庁をあげて取り組み、効果をあげていきたい。

●決定事項

- ・ 新たな環境方針を案のとおり決定。
- ・ 紙の使用量削減のため、環境経営会議と県政経営会議をペーパーレス化する。

以上